

この相談会は「税理士記念日事業」として行っております。

①相談対象者

- ①公的年金等受給者で所得税確定申告書を提出する方
- ②年金受給者及び給与所得者で医療費控除の還付申告書を提出する方
(注)収入金額が800万円を超える方、相談内容が複雑な方等については、
ご遠慮ください。

②必要書類

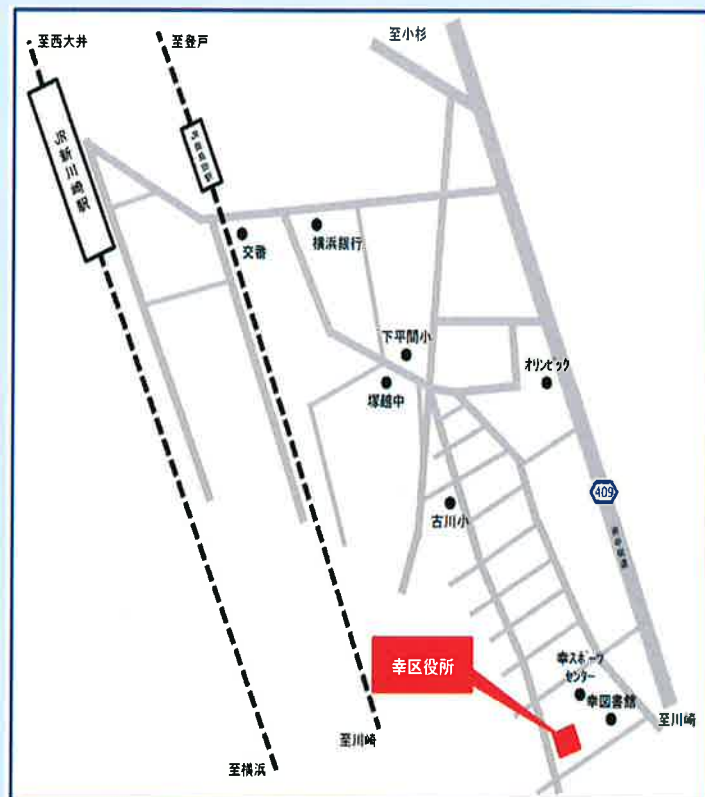
年金又は給与の源泉徴収票・各種控除証明書・医療費の領収書
その他確定申告書を作成するために必要な書類、前年の確定申告書の控、
通帳、印鑑等

③注意事項

- ①不動産所得・事業所得・譲渡所得のある方、住宅ローン控除初年度の方、
その他相談内容が複雑な方はご遠慮ください。
- ②医療費の領収書は事前に集計してご来場ください。
- ③混雑状況により、受付を早めに締め切らせていただく場合がございます。

日 時：平成31年2月13日(水)、14日(木)
9:30~15:30
(受付は、9:30~15:00)

場 所：幸区役所
川崎市幸区戸手本町1-11-1



お問い合わせ先 東京地方税理士会川崎南支部 TEL 044-233-5340

(10:00~11:00 13:00~15:00)

※ホームページでもご紹介しております。 <http://www.tochizei.or.jp/sodan/index.html>